

第2章 感染症及び食中毒統計

§1 一類、二類、三類、四類及び五類感染症

医療技術の進歩により、多くの感染症が克服されてきた一方で、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染予防に関する施策の抜本的な見直しが必要となり、平成11年4月「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が「伝染病予防法」にかわり新たに施行され、以来平成15年、18年、20年の3回の改正が行われた。

感染症法では、発生した場合の危険性から全101疾病について一類から五類までの5つの類型にわけ、それぞれの対応が決められている。

表 43 年次別患者等数（一類、二類、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症） 平成21年

	一 類	二 類	三 類					新 型 イ ン フ ル エ ン ザ 等 感 染 症	総 数
			コ レ ラ	細 菌 性 赤 痢	腸 管 出 血 性 大 腸 菌 症	腸チフス	パラチフス		総 数
平成 19 年	-	-	-	5	40	-	1	-	46
20	-	-	-	3	31	1	-	-	35
21	-	-	-	4	32	1	-	135	172
川 崎	-	-	-	-	14	-	-	17	31
幸	-	-	-	1	1	-	-	11	13
中 原	-	-	-	1	4	-	-	19	24
高 津	-	-	-	1	1	-	-	33	35
宮 前	-	-	-	1	4	-	-	19	24
多 摩	-	-	-	-	8	1	-	23	32
麻 生	-	-	-	-	-	-	-	13	13

注) ()内は疑似症の再掲

新型インフルエンザ等感染症については全数報告期間(平成21年4月29日～7月23日)の確定患者数

資料:健康安全室